

(案)

道路運送法第9条第4項および同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和6年12月 日付け羽生市地域公共交通会議運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃の種類、額、適用方法

区分	運賃
羽生市在住の方 (ただし事前登録が必要)	1人1回あたり500円

※下記に該当の方は同乗者1名無料

- ・ 障害者手帳をお持ちの方
- ・ 要介護・要支援の認定を受けている方
- ・ 難病の受給者証をお持ちの方
- ・ 妊娠中の方
- ・ 小学生
- ・ 免許返納者（警察署発行の運転経歴証明書が必要）

※下記に該当の方は無料

- ・ 未就学児

2 運賃を適用する路線又は運行区域

羽生市のりあいタクシー 運行区域：羽生市内全域

3 運行事業者

羽生タクシー株式会社

令和6年 月 日

羽生市地域公共交通会議
運賃協議部会
部会長 小磯 行男